

片品村立片品小学校 P T A 会則

第一章 名称及び事務局

第 1 条 本会は、「片品小学校 P T A」と称し、片品小学校に事務局を置く。

第二章 目的及び活動

第 2 条 本会は、保護者と教職員が、児童の教育のために連携・協力して活動するとともに、会員相互の研修と親睦を図ることを目的とし、次の活動を行うものとする。

- (1) 好ましい教育環境の醸成並びに児童の安全・福祉の増進
- (2) PTA 会員の研修と家庭・学校・地域社会における教育の振興
- (3) 「片小ひろば」の発行と調査・研究
- (4) 関係機関、団体等との連絡・調整
- (5) 二専門部（文化部、体育部）の活動、その他必要と認める活動

第三章 方針

第 3 条 本会は、教育を本旨とする民主団体で、次の方針に従って活動する。

- (1) 児童の教育並びに安全・福祉のために活動し、他の関係機関に協力する。
- (2) 特定の政党や宗教に偏ることなく、かつ営利を目的とする行為はおこなわない。
- (3) 会員相互の研究と修養並びに親睦を図る。

第四章 会員

第 4 条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 片品小学校に在籍する児童の保護者
- (2) 片品小学校に勤務する教職員

第五章 役員、任期

第 5 条 本会は、次の役員を置く。

- (1) 本部役員 7 名
会長（1 名）、副会長（2 名）、書記（2 名 うち 1 名は教頭）、会計（2 名うち 1 名は学校事務職員）
- (2) 監査 1 名は、5 年学年委員長が兼務とする。
- (3) 地区委員長 各地区 1 名を原則とする。
- (4) 学年委員長 6 名（各学年 1 名）
- (5) 会長は、副会長から昇任する。

第 6 条 役員任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

第 7 条 役員は、推薦委員会で推薦し、定期総会にはかり、承認を得る。推薦委員会は、前年度役員とする。

第 8 条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、各種会議を招集し、会務を処理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
副会長は、二専門部の部長を兼ね、計画を立案・実行する。
- (3) 書記は、本会の庶務を処理し、全ての記録を保管する。
- (4) 会計は、会計事務を処理する。
- (5) 監査は、会計の監査を行う。

第六章 経 理

- 第 9 条 本会の活動に要する経費は、会費・補助金・寄付金及びその他の収入によって支弁される。
会費は、年額 3, 0 0 0 円とする。
ただし、非常勤講師については、日割り計算とする。
転出入の場合には、月割で返金・徴収を行う。
- 第 10 条 本会の経理は、総会において議決され、予算に基づいて行われる。
- 第 11 条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。
- 第 12 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、3 月 3 1 日に終わる。

第七章 総 会

- 第 13 条 総会は、全会員をもって構成され、本会の最高決議機関である。
- 第 14 条 総会は、定期総会（4 月）並びに臨時総会とする。
- 第 15 条 総会は、全会員の 2 分の 1 以上（委任状を含む）の出席をもって成立する。
- 第 16 条 総会の議事は、出席者の過半数で決する。

第八章 顧 問

- 第 17 条 本会には顧問（前年度会長・校長）を置き、必要に応じて役員会、総会等に出席を委嘱する。

第九章 慶弔規定

- 第 18 条 本会には、別に慶弔規定を定める。

第十条 改 正

- 第 19 条 本会則並びに慶弔規定は、総会出席者の 3 分の 2 以上の賛成により改正することができる。

第十一条 付 則

- 第 20 条 本会の運営に必要な細則は、役員会の議決を経て定めることができる。

本会の会則は、昭和 4 5 年 4 月 1 日より施行する。

会則一部変更 平成 元年 4 月 1 日

会則一部変更 平成 7 年 4 月 1 日

会則一部変更 平成 9 年 4 月 1 日
 会則一部変更 平成 10 年 4 月 1 日
 会則一部変更 平成 12 年 4 月 1 日
 会則一部変更 平成 14 年 4 月 1 日
 会則一部変更 平成 15 年 4 月 1 日
 会則一部変更 平成 16 年 5 月 14 日
 会則一部変更 平成 17 年 4 月 28 日
 会則一部変更 平成 24 年 4 月 27 日
 会則一部変更 平成 25 年 11 月 11 日
 会則一部変更 平成 26 年 4 月 28 日
 会則一部変更 平成 26 年 11 月 21 日

ただし、平成 28 年度の小学校統合に伴う第 5 条役員組織の一部変更については、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

会則一部変更 令和 2 年 4 月 24 日

< 片品小学校 P T A 慶弔規定 >

給 付 内 容	金 額 等
(1) 死亡したとき 会員や児童が病気や事故により死亡したときは、 弔慰金を給付する。 ・会員並びに配偶者の場合 ・在籍する児童の場合	生花，香典（5,000 円） 生花，香典（5,000 円）
(2) その他（火災，災害等）のとき 会員の家庭が火災，災害等にあったときは、 見舞金を給付する。	見舞金（10,000 円）